

建災防とちぎ

No.151

2025.6

建設業労働災害防止協会 栃木県支部 〒321-0933 宇都宮市築瀬町 1958-1 栃木県建設産業会館 TEL 028-639-3133

技能講習、特別教育等の資格の取得は建災防で！



CONTENTS

- 職場における熱中症対策の強化について 2
- 令和7年度 全国安全週間実施要綱 4
- 栃木労働局からのお知らせ 4
- 安全講習会のお知らせ 5
- 写真で学ぼう安全衛生管理！Part40 7
- 事務局だより 8
- トピックス 9



技能講習・特別教育等のご案内〈7月～9月〉▶ P8参照



「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます 」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

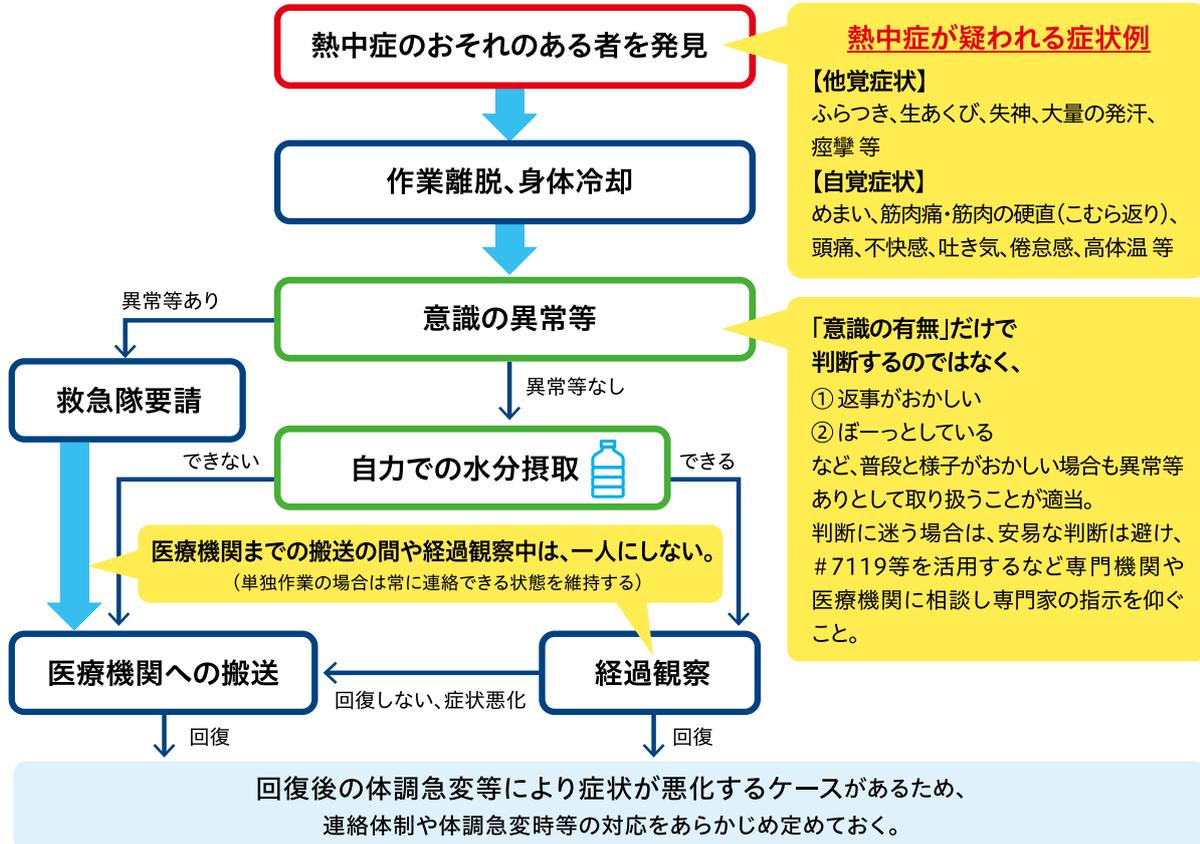
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

職場における熱中症対策の強化について



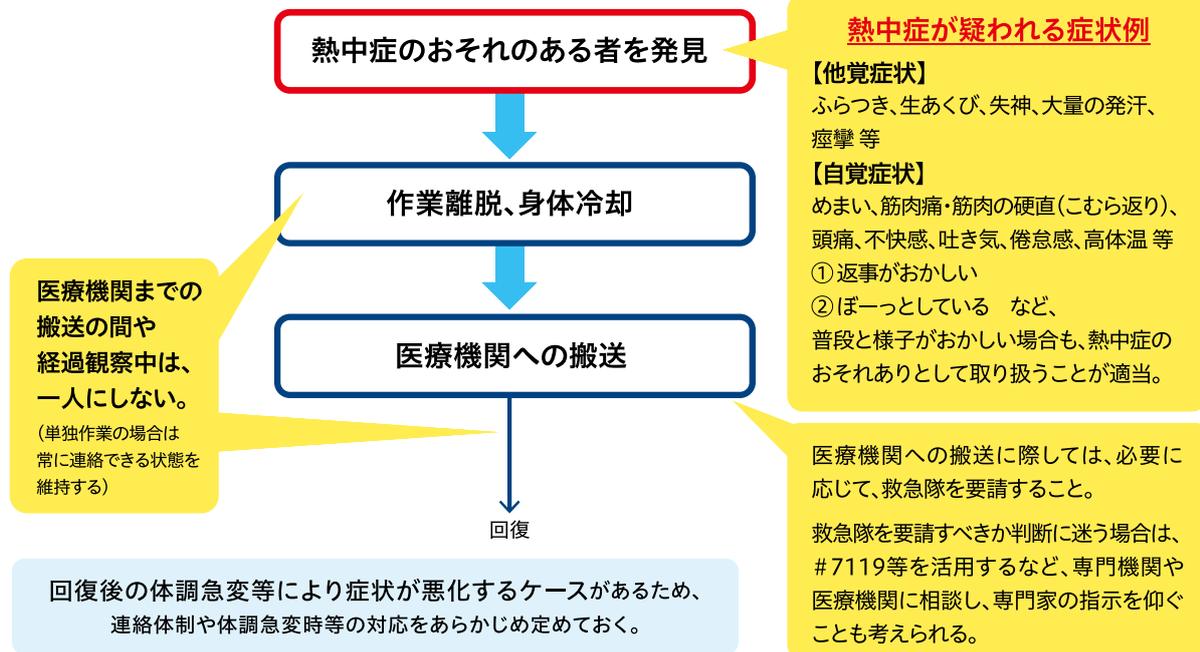
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



令和7年度 全国安全週間実施要綱

栃木労働局

●趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で98回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和6年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和7年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

●期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

■事業主のみなさまへ

令和7年度の労働保険年度更新期間は6月2日(日)から7月10日(木)です。
(電子申請・電子納付の手続きもできます)

労働保険(労災保険・雇用保険)年度更新の申告・納付は、栃木労働局労働保険徴収室、管轄の労働基準監督署のほか、金融機関(銀行・郵便局等)の窓口でも取り扱っています。

金融機関に申告書を提出する場合は、申告書と納付書を切り離さずに、保険料を添えてご提出ください。

なお、口座振替をご利用の場合、保険料の充当・還付により納付額がない場合、また、申告書以外の書類(還付請求書、一括有期事業総括表、一括有期事業報告書など)については、金融機関でのお取扱いができませんので、栃木労働局または管轄の労働基準監督署へ持参または郵送によりご提出ください。

(労働保険の申告・納付等の事務を社会保険労務士や労働保険事務組合に委託することもできます。)

本年度の変更点

■令和7年4月1日より、雇用保険料率が一部改定されました。

令和6年度の確定保険料は改定前の保険料率で、令和7年度の概算保険料は新しい保険料率で、「保険料算定基礎額(賃金総額)×保険料率」により算出してください。(労災保険率については、令和6年度と同率です。)

労働保険の手続きは、カンタン・便利な電子申請・電子納付で!!

★いつでもどこでも手続き可能!

★簡単・スピーディに申請!

★ムダな時間やコストも削減!

詳しくは [労働保険 電子申請 電子納付](#)

[Q 検索](#)

電子申請HP



電子申請・口座振替HP



問合せ先: 栃木労働局労働保険徴収室 (028-634-9113)、または管轄の労働基準監督署までお願いします。

栃木労働局労働保険徴収室

建設現場の災害の **1 / 3以上** が

「**墜落・転落**」 災害



毎年**死亡事故**も発生！！

安全講習会はじめます！本気の取組みを！

【建設現場における墜落・転落災害防止対策講習会】

日時 第1回 令和7年8月5日(火) 受付9時 開講 9時20分～
場所 鹿沼市職業訓練センター 鹿沼市上石川1465-4
受講料 会員 11,500円(税込) / 非会員 13,500円(税込)
定員 30名

その他詳細は、**当支部HP**をご確認ください。

建設業労働災害防止協会栃木県支部

またか！ 建設機械 労災死亡事故！

「重機災害」が止まらない！

本気の安全対策・安全活動を！



安全講習会 はじめます！

【車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育】

日 時	第1回 令和7年9月10日（水）受付8時45分 開講 9時～
場 所	栃木県建設産業会館 宇都宮市築瀬町1958-1
受 講 料	会員 11,500円（税込）／ 非会員 13,500円（税込）
受講要件	車両系建設機械（整地等）運転技能講習修了証をお持ちの方
定 員	30名

その他詳細は**当支部HP**をご確認ください。

建設業労働災害防止協会栃木県支部

Part
40

写真で学ぼう安全衛生管理！

建災防本部では、現場で撮影した写真に解説（優良事項・改善事項）と根拠法令などを加えたテキストを作成・販売しております。今般、その中の一部を抜粋しましたので、安全パトロールの参考書や安全対策の「見える化」の推進などに活用いただければ幸いです。なお、テキストをご用命の際は栃木県支部までお問い合わせください。



- ✗ 開口部に手すりは設置されているが、作業者が墜落するおそれがある。

出典：建設業労働災害防止協会 目で見える安全（土木工事編 2）



- 開口部に墜落防止措置として手すり及び中棧の設置、物体の落下防止措置として、幅木を設置した。また、墜落防止措置として安全ブロックを設置した。

出典：建設業労働災害防止協会 目で見える安全（土木工事編 2）



- ✗ 杭打作業のため盛土を行い鉄板を敷いたが、この状態では路肩から機械や工事車両が転落するおそれがある。

出典：建設業労働災害防止協会 目で見える安全（土木工事編 2）



- 敷鉄板の端部に単管バリケードを設置し路肩を明示した。また、カラーコーンを設置し、単管バリケードとの間を安全通路とした。

出典：建設業労働災害防止協会 目で見える安全（土木工事編 2）



- ✗ 通路付近の整理・整頓がなされておらず、通行する際に重機械類と接触する危険がある。

出典：建設業労働災害防止協会 目で見える安全（土木工事編 2）



- 資材を片付け、安全通路を設置し、重機械類との接触防止措置を行った。なお、通路の表示が必要である。

出典：建設業労働災害防止協会 目で見える安全（土木工事編 2）

建災防事務局だより

技能講習・特別教育等のご案内 〈7月～9月〉

令和7年度夏期講習会のご案内をいたします。栃木県支部で受け付ける講習会は開催日の1ヶ月前からです。また、各分会で受け付ける講習会については、分会窓口に直接お問い合わせください。

定期講習会の変更や臨時に講習会を開催する場合がありますので、建災防栃木県支部のホームページでご確認ください。

作業主任者技能講習

※助成金対象



- 地山の掘削及び土止め支保工 8/19～21 那・烏・塩分会
- 型枠支保工の組立て等(CPDS対象) 8/26～27 栃木県支部
- 特定化学物質及び四アルキル鉛等 7/24～25 栃木県支部
(CPDS対象)

特別教育

※助成金対象



- 低圧充電電路の修理等の業務 9/4～5 栃木県支部
(CPDS対象)
- ダイオキシン類取扱い業務(CPDS対象) 8/1 栃木県支部
(CPD対象)(※助成金対象外)



- 酸素欠乏危険場所等における業務 8/28 足・安分会
- 伐木等の業務(チェーンソー作業) 7/1～3 安・足分会
(※助成金対象外)



- 締固め用機械(ローラー) 9/11～12 安・足分会
- フルハーネス型安全帯使用作業 8/5 塩・那・烏分会

その他の教育



- 元方安全衛生管理者能力向上教育 9/1 塩・那・烏分会
- 9/19 下都賀分会



- 振動工具取扱い業務教育 7/15 芳賀分会
- 職長・安全衛生責任者教育 7/29～30 烏・塩・那分会



- 9/17～18 日光分会
- 施工管理者等足場点検実務者研修 8/12 栃木県支部
- 職長・安全衛生責任者能力向上教育 7/8 那・烏・塩分会
- 7/18 下都賀分会
- 化学物質管理者講習(2日間)(CPD対象) 9/8～9 栃木県支部
- 建設従事者教育 随時実施

Topics



12月6日(金)安全指導者研修



1月10日(金)職長・安全衛生責任者教育



1月21日(火)第5回理事会



1月23日(木)石綿作業主任者技能講習



2月7日(金)講師打合せ会議



2月10日(月)フルハーネス型安全帯使用作業特別教育



3月24日(月)技能講習における内部監査



4月23日(水)伐木等の業務(チェーンソー作業)特別教育